

端末無償提供に関する条件書

PayPay MPU を利用する加盟店は、SB C&S 株式会社（以下「SBC&S」といいます）が提供する Android 決済端末及びスタンド（以下総称して「本端末」といいます）の無償提供を受けるにあたっての条件を定めるものです。

なお、本条件書において使用する用語の意義は、本条件書に別段の定めがある場合を除き、『PayPay MPU 決済端末利用規約』及び『PayPay MPU 決済アプリケーション利用規約』に定めるところによるものとします。

第 1 条（無償提供の内容）

SBC&S は、PayPay MPU 決済端末利用規約第 3 条の規定（本端末の代金の支払）にかかわらず、加盟店が次条以下の条件に同意することを条件として、加盟店に対して本端末を無償で提供（譲渡）します。

第 2 条（違約金）

加盟店は、本端末の出荷日以降、本端末の出荷日の属する月から起算して 49 か月目の末日まで（例：2026 年 10 月端末出荷の場合、2030 年 10 月末日まで）の期間内に、理由の如何を問わず、PayPay 加盟店契約又は PayPay MPU 加盟店契約その他 PayPay MPU の提供のために不可欠な契約（以下総称して「関連契約」といいます）の全部または一部（一部端末のみの解約の場合も含みます。）が終了した場合、違約金として、下表に基づき算定される額を支払うものとします。

項目	原契約終了の時期	決済端末 1 台あたりの違約金額（不課税）
決済端末費用	13 か月以内	48,000 円
	25 か月以内	36,000 円
	37 か月以内	24,000 円
	49 か月以内	12,000 円

第 3 条（支払）

違約金は、SBC&S が発行する請求書に基づき、請求書発行日の末日までに SBC&S 指定口座へ支払うものとします。

以上